

平成 31 年度政府統計共同利用システム利用料金について

平成 30 年 7 月 30 日
統計調査等業務最適化推進協議会決定

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006 年（平成 18 年）3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく 2019 年度（平成 31 年度）の政府統計共同利用システムの運営に関し、各府省等が負担する利用料金は下記のとおりとする。

記

1. 政府統計共同利用システムの運営に要する費用のうち、システムの運用・保守に要する経費を各府省等が負担する利用料金の対象とする。
2. 政府統計共同利用システムの各府省等の利用料金基礎額は、別紙の各指標に基づく算定基礎数の合計により決定する。

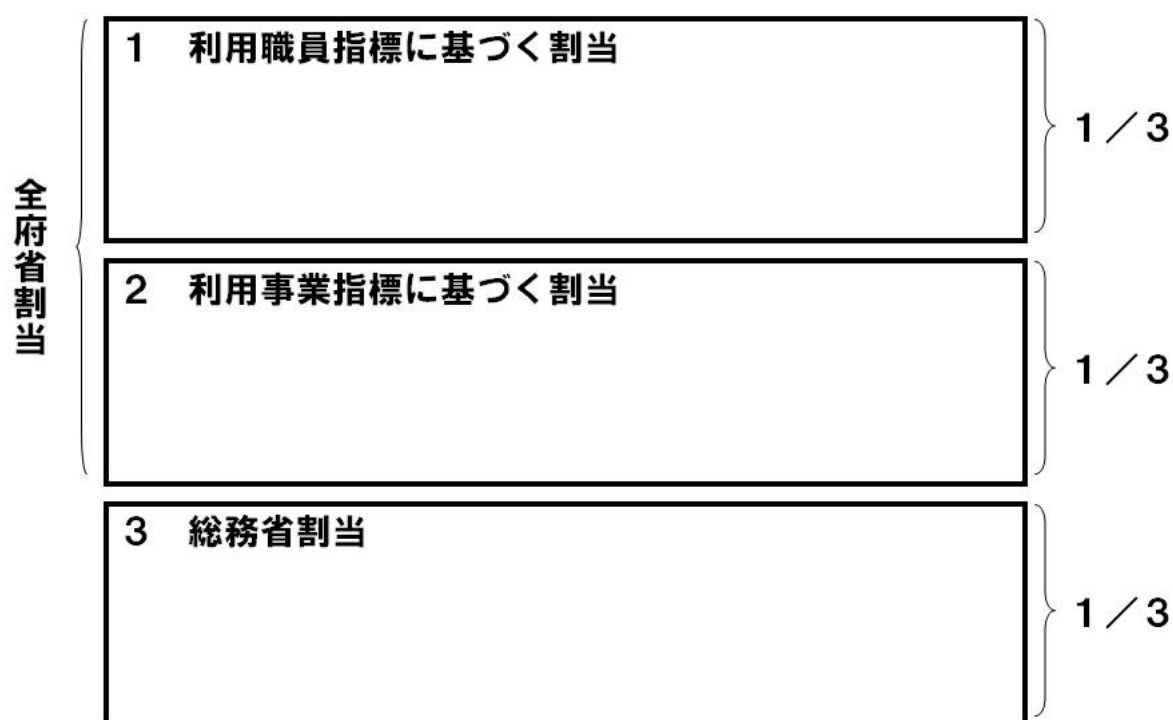
区分	算定基礎数	料金基礎額
第Ⅰ区分	算定基礎数 300 未満	8,142 千円
第Ⅱ区分	算定基礎数 300 以上 600 未満	24,427 千円
第Ⅲ区分	算定基礎数 600 以上 800 未満	35,284 千円
第Ⅳ区分	算定基礎数 800 以上 1,000 未満	46,140 千円
第Ⅴ区分	算定基礎数 1,000 以上	70,568 千円

3. 総務省は上記 2 に加え、経費の 33% に相当する額を料金基礎額とする。

政府統計共同利用システムにおける各府省利用料金の構造

各府省が分担する政府統計共同利用システムの利用料金については、短期的なシステム利用の観点からの費用分担とし、統計調査等業務の特性を踏まえ、及び統計調査等業務の最適化を推進する観点に立脚しつつ、客観性を有する指標を組み合わせて設定することを基本的な考え方とする。

1. 料金構造



2. 算定基礎数について

各指標を一律に評価するため、算定基礎数を以下のとおり設定する。

①算定基礎数

指標別に各府省の階級値を合計し、各指標の算定基礎総数相当（一律 5,000）を当該階級値合計で除して係数を求め、これに各階級値を乗じ正規化したもの。

算出式は以下のとおり。

$$\text{算定基礎数} = \frac{\text{算定基礎総数相当}}{\text{各指標の階級値の合計}} \times \text{各階級値}$$

(例) 利用職員指標

$$\text{区分 A クラスの算定基礎数} = \frac{5,000}{1,650} \times 25$$

②利用職員指標

各区分の中位数により各区分の階級値を次のように設定する。

区分	統計関係職員規模	階級値	算定基礎数
Aクラス	職員規模 50 人未満	25	76
Bクラス	職員規模 50 人以上 150 人未満	100	303
Cクラス	職員規模 150 人以上 250 人未満	200	606
Dクラス	職員規模 250 人以上 500 人未満	375	1,136
Eクラス	職員規模 500 人以上	550	1,664
合計※		1,650	5,000

注1) 総務省政策統括官（統計基準担当）のホームページにて公表されている国の統計関係職員数（地方支分部局を除く。）による。

③利用事業指標

各区分の中位数により各区分の階級値を次のように設定する。

区分	統計調査数規模	階級値	算定基礎数
Aクラス	統計調査数規模 50 未満	25	31
Bクラス	統計調査数規模 50 以上 100 未満	75	93
Cクラス	統計調査数規模 100 以上 300 未満	200	248
Dクラス	統計調査数規模 300 以上 450 未満	375	466
Eクラス	統計調査数規模 450 以上	700	871
合計※		4,025	5,000

注2) 統計調査客体規模調査（平成29年5月10日事務連絡）の結果に基づき、各府省が所管する統計調査に係る客体数を勘定した係数の合計による。

注3) 廃止した統計調査及び今後実施の予定がない統計調査並びに産業連関表の作成のみを目的とした統計調査、業務統計、加工統計を除く。

注4) 各統計調査における客体数を勘定した計数は、1回の調査客体数に年間調査回数を通じ、又は1回の調査客体数を当該周期（年単位）で除して求める年間ベースに換算した換算客体数に応じて次表に掲げる計数を用いる。

区分	統計調査規模	計数
小規模	換算客体数 5,000 未満の統計調査	1
中規模	換算客体数 5,000 以上 50,000 未満の統計調査	10
大規模	換算客体数 50,000 以上の統計調査	40

※合計欄は、各指標の階級値の合計及び、算定基礎総数相当を記している。

3. 料金基礎額の決定

政府統計共同利用システムの各府省等の利用料金（年額）は、2で決定した利用職員指標と利用事業指標の算定基礎数の合計値を基に、次表に掲げる区分に該当する料金基礎額とする。

区分	算定基礎数	料金基礎額
第Ⅰ区分	算定基礎数 300 未満	8,142 千円
第Ⅱ区分	算定基礎数 300 以上 600 未満	24,427 千円
第Ⅲ区分	算定基礎数 600 以上 800 未満	35,284 千円
第Ⅳ区分	算定基礎数 800 以上 1,000 未満	46,140 千円
第Ⅴ区分	算定基礎数 1,000 以上	70,568 千円

注4) 総務省は上記に加え、経費の33%に相当する額を料金基礎額とする。

平成31年度政府統計共同利用システム利用料金案(概算額)

(単位：千円)

府省名	利用職員指標			利用事業指標			算定基礎数 合 計	料金区分	料金基礎額 (X)	料金基礎額 (Y)	利用料金	
	統計関係職員数			統計調査数							X + Y	月額
	階級値	区分	算定基礎数	階級値	区分	算定基礎数						
内閣官房	25	A	76	25	A	31	107	I	8,142	0	8,142	679
人事院	25	A	76	25	A	31	107	I	8,142	0	8,142	679
内閣府本府	100	B	303	200	C	248	551	Ⅱ	24,427	0	24,427	2,036
宮内庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	25	A	76	25	A	31	107	I	8,142	0	8,142	679
警察庁	25	A	76	25	A	31	107	I	8,142	0	8,142	679
金融庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消費者庁	25	A	76	25	A	31	107	I	8,142	0	8,142	679
総務省	550	E	1,664	700	E	871	2,535	V	70,568	245,972	316,540	26,378
法務省	25	A	76	25	A	31	107	I	8,142	0	8,142	679
外務省	25	A	76	25	A	31	107	I	8,142	0	8,142	679
財務省	25	A	76	200	C	248	324	Ⅱ	24,427	0	24,427	2,036
文部科学省	25	A	76	200	C	248	324	Ⅱ	24,427	0	24,427	2,036
厚生労働省	200	C	606	700	E	870	1,476	V	70,568	0	70,568	5,881
農林水産省	200	C	606	200	C	248	854	Ⅳ	46,140	0	46,140	3,845
経済産業省	200	C	606	700	E	870	1,476	V	70,568	0	70,568	5,881
国土交通省	100	B	303	700	E	870	1,173	V	70,568	0	70,568	5,881
環境省	25	A	76	200	C	248	324	Ⅱ	24,427	0	24,427	2,036
防衛省	25	A	76	25	A	31	107	I	8,142	0	8,142	679
日本銀行	25	A	76	25	A	31	107	I	8,142	0	8,142	679
合計	1,650		5,000	4,025		5,000	10,000		499,398	245,972	745,370	61,436
【参考】 合計(日銀除く)									491,256	245,972	737,228	61,436

平成31年度政府統計共同利用システム利用料金案(増減額)

(単位：千円)

府省名	31年度概算要求額 (V)	30年度予算額 (W)	各府省増減額 (V-W)
内閣官房	8,142	8,174	▲ 32
人事院	8,142	8,174	▲ 32
内閣府本府	24,427	24,522	▲ 95
宮内庁	—	—	—
公正取引委員会	8,142	8,174	▲ 32
警察庁	8,142	8,174	▲ 32
金融庁	—	—	—
消費者庁	8,142	8,174	▲ 32
総務省	316,540	317,762	▲ 1,222
法務省	8,142	8,174	▲ 32
外務省	8,142	8,174	▲ 32
財務省	24,427	24,522	▲ 95
文部科学省	24,427	24,522	▲ 95
厚生労働省	70,568	70,841	▲ 273
農林水産省	46,140	46,319	▲ 179
経済産業省	70,568	70,841	▲ 273
国土交通省	70,568	70,841	▲ 273
環境省	24,427	24,522	▲ 95
防衛省	8,142	8,174	▲ 32
日本銀行	8,142	8,174	▲ 32
合計	745,370	748,258	▲ 2,888
【参考】合計(日銀除く)	737,228	740,084	▲ 2,856